

## 品川区区民相談室相談事業運営要綱

制定 昭和 62 年 6 月 1 日区長決定要綱第 40 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日区長決定要綱第 59 号

改正 平成 30 年 2 月 2 日区長決定要綱第 56 号

改正 令和 2 年 3 月 6 日区長決定要綱第 28 号

改正 令和 4 年 3 月 29 日区長決定要綱第 151 号

改正 令和 5 年 6 月 15 日部長決定要綱第 133 号

改正 令和 6 年 3 月 21 日部長決定要綱第 138 号

改正 令和 8 年 1 月 26 日区長決定要綱第 251 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区区民相談室（以下「区民相談室」という。）の行う区民の日常生活に関する相談の処理に必要な事項を定めることにより、業務の適正かつ効率的な運営を図り、もって相談の実効を上げることを目的とする。

(種類および内容)

第 2 条 相談の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 区民相談

区政と区民の日常生活全般にかかわる相談

(2) 外国人生活相談

英語・中国語による外国人のための日常生活全般にかかわる相談

(3) 法律相談

日常生活において起こる法律問題全般についての相談

(4) 税金相談

税金全般についての相談

(5) 不動産取引相談

不動産取引全般についての相談

(6) 行政書士相談

官公署に提出する書類の作成等行政手続についての相談

(7) 司法書士相談

不動産や会社などの登記手続きについての相談

(8) 社会保険労務士相談

年金・社会保険、労働問題などについての相談

(9) 人権身の上相談

区民が日常生活を営んでいくうえでの人権侵害等、基本的人権に関する問題についての相談

(10) 行政相談

行政機関等が行った国の事務に関する処分、取扱い等に対する区民の苦情、要望等に関する相談

(開設日および時間)

第3条 相談の開設日および時間は、別表第1のとおりとする。ただし、相談の開設日(法律相談の第2日曜日を除く。)が、品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)第1条第1項第2号および第3号に掲げる品川区の休日に該当するときは、相談業務を行わない。

(開設場所)

第4条 相談を行う場所は、区民相談室とする。

(相談料)

第5条 相談料は、無料とする。

(相談員等の設置)

第6条 相談業務の円滑な運営を図るため、次の相談員を置く。

- (1) 区民相談員
- (2) 外国人生活相談員
- (3) 法律相談員
- (4) 税金相談員
- (5) 不動産取引相談員
- (6) 行政書士相談員
- (7) 司法書士相談員
- (8) 社会保険労務士相談員
- (9) 人権擁護委員
- (10) 行政相談委員

(任用と委嘱)

第7条 区長は、相談業務に熱意があり、専門分野における知識、経験を有する者の

中から、次の各号により相談員を任用し委嘱する。

- (1) 区民相談員は、再任用職員及び会計年度任用職員を充てるほか、行政書士もしくは区長が特に適当と認める者に委嘱する。
- (2) 外国人生活相談の英語相談員および中国語相談員は、それぞれ、英語・中国語に堪能でかつ相談業務に理解のある者を充て、それぞれ委嘱する。
- (3) 法律相談員は、品川区内で弁護士活動を行い、かつ区内の事情に通暁している弁護士の中から、委嘱者が適任と判断する者を委嘱する。
- (4) 税金相談員は、東京税理士会品川支部および荏原支部に所属する税理士で、同支部の推薦をうけた者を充てる。
- (5) 不動産取引相談員は、東京都宅地建物取引業協会第五ブロック品川区支部に所属する宅地建物取引士で、同支部の推薦をうけた者を充てる。
- (6) 行政書士相談員は、東京都行政書士会品川支部に所属する行政書士で、同支部の推薦をうけた者を充てる。
- (7) 司法書士相談員は、東京司法書士会品川支部に所属する司法書士で、同支部の推薦をうけた者を充てる。
- (8) 社会保険労務士相談員は、東京都社会保険労務士会品川支部に所属する社会保険労務士で、同支部の推薦をうけた者を充てる。

2. 人権擁護委員は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づき、委嘱された者を充てる。

3. 行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、委嘱された委員を充てる。

（責 務）

第8条 相談員等は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 相談に当たっては、誠実、公正に対処し、相談者の信頼を失うような行為をしてはならない。
- (2) 相談上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（任 期）

第9条 相談員の任期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 区民相談員の任期は1年とし、再任をさまたげない。

- (2) 外国人生活相談員の任期は1年とし、再任をさまたげない。
- (3) 法律相談員の任期は1年とし、再任をさまたげない。
- (4) 税金相談員の任期は1年とし、再任をさまたげない。
- (5) 不動産取引相談員の任期は1年とし、再任をさまたげない。
- (6) 行政書士相談員の任期は1年とし、再任をさまたげない。
- (7) 司法書士相談員の任期は1年とし、再任をさまたげない。
- (8) 社会保険労務士相談員の任期は1年とし、再任をさまたげない。
- (9) 人権擁護委員の任期は、人権擁護委員法の定めるところにより3年とする。但し再任をさまたげない。
- (10) 行政相談委員の任期は、行政相談委員法の定めるところにより2年とする。但し再任をさまたげない。

(解 任)

第10条 区長は、相談員等が次の各号に該当する場合は、解任することができる。

- (1) 第8条に規定する相談員の責務を遵守しなかったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、またはこれに堪えられないと認められるとき。

(委 任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、別に区長室長が定める。

付 則 (昭和62年6月1日要綱第40号)

この要綱は、昭和62年6月1日から適用する。

付 則 (平成元年3月30日要綱第16号)

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則 (平成4年3月24日要綱第9号)

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則 (平成4年7月1日要綱第59号)

この要綱は、平成4年7月1日から適用する。

付 則 (平成6年4月1日要綱第37号)

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則 (平成6年4月1日要綱第19号)

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則 （平成9年4月1日要綱第86号）

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則 （平成10年4月1日要綱第40号）

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係) 開設日および時間

	相談名	開設日および時間
1	区民相談	月～金曜日 午前9時～午後5時
2	外国人生活相談	第2火曜日 英語 午前9時～午後5時
		第2・4木曜日 中国語 午前9時～午後5時
3	法律相談	毎週水曜日 午後1時～午後4時
		第2・4月曜日 午後1時～午後4時
		第1火曜日 午後6時～8時30分
		第2日曜日 午前9時30分～正午
4	税金相談	第2・4火曜日 午後1時～午後4時
5	不動産取引相談	第2・4金曜日 午後1時～午後4時
6	行政書士相談	第1・2・3・4金曜日 午後1時～午後4時
7	司法書士相談	第2木曜日 午後1時～午後4時
8	社会保険労務士相談	第1金曜日 午後1時～午後4時
9	人権身の上相談	第1・3火曜日 午後1時～午後4時
10	行政相談	第1・3木曜日 午後1時～午後4時